

議案第 33 号

石岡市運動広場等条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市運動広場等条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

市内居住の使用者に係る使用料を有料化するとともに、使用料の区分及び額を見直すため。

石岡市運動広場等条例の一部を改正する条例

石岡市運動広場等条例（平成17年石岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

第9条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「条例及び条例」を「この条例及びこの条例」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 運動広場等施設使用料

（単位：円）

区 分			午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
芝生広場	一般	半面	1,040	1,380	1,380	3,800
		全面	2,080	2,760	2,760	7,600
	高校生 以下	半面	520	690	690	1,900
		全面	1,040	1,380	1,380	3,800
テニスコート		1面	1回2時間につき			540

2 運動広場等夜間照明使用料（1時間につき）

（単位：円）

区 分		金 額
芝生広場	半面	5,140
	全面	10,280
テニスコート	1面	610

別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から、附則第6項の規定は平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の石岡市運動広場等条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、平成29年3月31日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 新条例第4条及び別表の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における市内居住の使用料（運動広場等夜間照明使用料を除く。）については、新条例別表に掲げる使用料の半額とする。この場合において、10円未満の端数は、切り上げる。

(準備行為)

4 使用料の徴収その他使用料を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(石岡市、行方市、小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する条例の一部改正)

5 石岡市、行方市、小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する条例（平成28年石岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表石岡市運動広場等条例（平成17年石岡市条例第91号）の項中「植樹等景観整備施設」を削る。

6 石岡市、行方市、小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表石岡市運動広場等条例（平成17年石岡市条例第91号）の項を削る。